令和３年度における

野外コンサート(10月～11月)の優先受付

について

万博記念公園マネジメント・パートナーズ

**令和３年度**(10月-11月)**における野外コンサートの優先受付**

万博記念公園マネジメント・パートナーズ（以下「BMP」という。）は、大阪府立万国博覧会記念公園（以下「万博記念公園」という。）が関西はもとより西日本における音楽の文化活動の拠点となることを目指すため、もみじ川芝生広場・東の広場全域・お祭り広場（以下「コンサート会場」という。）における、令和３年度 (10月-11月)　野外コンサートの優先申込を下記のとおり受付します。

※但し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大状況によっては、イベント実施が不可能な場合も考えられるため、実施を確約するものではございません。ご了承の程よろしくお願い致します。

**１．使用対象となる期間等**

**（1）使用対象期間**

**令和 ３ 年 １０ 月 1 日（金）から 令和 ３ 年 １１ 月 ３０ 日（火）まで**

※10月・11月に開催できる野外コンサートは２事業者、２コンサート以内とします。

※使用日によっては車両進入方法などの調整を行う場合があります。

※前使用者がある場合は、前使用者の使用期間終了の翌日に芝生等メンテナンスのための日を設け

させていただく場合があります。※使用期間は、本番・設営・撤去を含みます。

　　　▼以下の期間はBMP主催イベント等開催予定のため、使用対象期間から除外します。

　　　　　　　●**１０月１４日（木）　～　１０月１９日（火）　　もみじ川芝生広場**

　　　　　　　●**１０月２０日（水）　～　１０月２７日（水）　　園内全域**

**（2）使用時間等**

　　①使用時間

・10月、11月においては、午前 9　時から午後 6　時 までの任意の時間帯とします。ただし、BMPが認める場合はこの限りではありません。

　　　　　　　※イベントの設営・撤去にともなう車両進入については、原則、自然文化園の開園時間外とします。

　　　　 ②音出し可能時間

（a）本番日

・10月、11月においては、午前 10 時から午後 6 時までの任意の時間帯とします。

（b）リハーサル日

・リハーサルにおける音出し可能時間は、午前 10 時 から 午後 6 時 までの任意の時間帯とします。

・リハーサルについては、本番を 2 日以上連続して開催する場合であっても 1日のみとします（本番日のリハーサルは含まないものとします）。

**（3）使用施設の概要**

コンサート会場（もみじ川芝生広場・東の広場全域・お祭り広場）

1. もみじ川芝生広場

【面積】36,000 ㎡ 【路面状態】天然芝生

【使用料金】 単位：円（税込）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 場 料 | 区分 | 料 金 | 超過 1 時間 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 475,200 | 39,600 |
| その他の日 | 356,400 | 29,700 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 1,584,000 | 132,000 |
| その他の日 | 1,267,200 | 105,600 |

※１ 基本料金は、「午前 9 時 から 午後 9 時 まで」の料金です。

使用料金区分が「入場料を徴収する場合」は、本番日・設営・撤去時を対象とします。

※２ 超過料金は、基本料金時間以外の1時間あたりの使用料金です。設営・撤去時も適用します。なお、1時間未満は切上げます。

1. 東の広場全域

【面積】37,200㎡ 【路面状態】天然芝生

【使用料金】 単位：円（税込）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 場 料 | 区分 | 料 金 | 超過 1 時間 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 767,200 | 61,400 |
| その他の日 | 575,400 | 46,100 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 2,557,400 | 204,600 |
| その他の日 | 2,046,000 | 163,700 |

　　※１　基本料金は、「午前 9 時から午後 9 時まで」の料金です。

　　　　　 使用料金区分が「入場料を徴収する場合」は、本番日・設営・撤去時を対象とします。

　　※２　超過料金は、基本料金時間以外の 1時間あたりの使用料金です。設営・撤去時も適用します。

　　　　　 なお、1時間未満は切上げます。

1. お祭り広場

【面積】12,100 ㎡ 【路面状態】透水性カラ―舗装

【付帯施設】

1. 本部、楽屋、控え等に利用可能な部屋３室（A 室 45 ㎡・B 室 20 ㎡・C 室 30 ㎡、すべて冷暖

房完備、うち A 室は厨房設備完備）、会場内放送室（8 ㎡、冷暖房完備）

1. 電気設備（モニュメント盤 AC200V 40kw／AC100V 37 kw、広場 4 か所の分電盤AC200V

120kw／AC100V 74kw）

（c）トイレ（車椅子用トイレ３ 基、男子用トイレ 25 基・女子用トイレ 17 基）

（d）ベンチ席　約1,000 席

【使用料金】 単位：円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入 場 料 | 区分 | 料 金 | | 超過 1 時間 |
| 全 日 | 半 日 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 316,800 | 158,400 | 39,600 |
| その他の日 | 255,200 | 127,600 | 31,900 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 1,056,000 | 528,000 | 132,000 |
| その他の日 | 844,800 | 422,400 | 105,600 |

※１ 全日は、「午前 9 時 30 分 から 午後 5 時まで」です。

半日は、「午前 9 時 30 分 から 午後 1 時」 または 「午後 1 時 から 午後 5 時 まで」です。

使用料金区分が「入場料を徴収する場合」は、本番日・設営・撤去時を対象とします。

※２ 超過料金は、基本料金時間以外の1時間あたりの使用料金です。設営・撤去時も適用します。なお、1時間未満は切上げます。

1. コンサート会場の周辺の園路及び緑地を使用する場合及びステージ等を据置く場合

【使用料金（お祭り広場、上の広場、下の広場及び東の広場の周辺園路及び緑地区分の料金を適用　単位：円（税込）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | | 料 金 |
| 土・日・祝日 | 1 ㎡ 1 日 | 50 |
| その他の日 | 40 |

※使用料は１日単価です。

1. コンサート会場に附帯してお祭り広場を利用する場合

【使用料金】 単位：円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入場料 | 区分 | 全 日 | 半 日 | 超過 1 時間 |
| 使用者が入場料を徴収し  ない場合 | 土・日・祝日 | 316,800 | 158,400 | 39,600 |
| その他の日 | 255,200 | 127,600 | 31,900 |
| 使用者が入場料を徴収す  る場合 | 土・日・祝日 | 528,000 | 264,000 | 66,000 |
| その他の日 | 422,400 | 211,200 | 52,800 |

※１ 全日は、「午前 9 時 30 分 から 午後 5 時 まで」です。

半日は「午前 9 時 30 分から午後 1 時」または「午後 1 時 から 午後 5 時まで」です。使用料金区

分が「入場料を徴収する場合」は、本番日・設営・撤去時を対象とします。

※２ 来園者も参加でき、かつお祭り広場の入場料を徴収しない場合は「入場料を徴収しない場合」

の使用料金とします。

※３ 超過料金は、基本料金時間以外の1時間あたりの使用料金です。設営・撤去時も適用します。なお、1時間未満は切上げます。

⑥ 万博記念公園入園料を使用者が負担する場合

【使用料金】 単位：円（税込、1 人1回）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分 | 200人以上 |
| 大人(高校生以上) | 190 |
| 小人（小中学生） | 60 |

※１ 　 上記料金は、使用者が販売するコンサートチケットに万博記念公園入園料を含む場合の使用料金とします。

※２ 使用者はコンサートチケットの前売販売相当分についてBMPへ報告してください。

使用者は本番日の前日までに万博記念公園入園料をBMPに前納してください。

使用者はBMPへ当日の 16 時までに確定数を報告し、前納分との差額が生じた場合は、

17 時までに自然文化園中央口において現金にて精算してください。

⑦控室として万博記念公園会議室等を使用する場合

【使用可能場所】万博記念ビル（2階 及び ３階）

【各部屋の面積及び使用料】 （料金は税込）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 階 数 | 場 所 | 面 積（㎡） | 使 用 料 |
| 2 階 | エントランスホール | 270.40 |  |
| 北会議室 | 180.34 |
| 3 階 | Ａ会議室 | 195.80 |
| Ｂ会議室 | 42.34 |
| Ｃ会議室 | 42.34 |
| Ｄ会議室 | 42.34 |
| Ｅ会議室 | 42.34 |
| Ｆ会議室 | 63.50 |
| 和 室 | 26.73 |
| 給湯室 | 20.90 |
| 廊 下 | 106.92 |
| 計 |  | 1033.94 | 8,701円 |

* 使用料は「午前 0 時 から 午後 12 時」の１日単価です。
* 日によっては使用不可の場合もあります。
* 控室として万博記念公園会議室等を使用した場所は清掃を行ったうえで、発生したゴミは必ず

持ち帰ってください。

※　上記料金は変更となる場合があります。

※ 上記の場所を使用する場合は、以下の書類を事前に各 1 部ずつ提出してください。

①行政財産（普通財産）使用許可申請書【添付書類を含む】

②誓約書【暴力団員または、暴力団密接関係者でない旨の誓約】

③履歴事項全部証明書（または、現在事項全部証明書）の写し

④印鑑証明書の写し

⑤役員名簿

※ 前述③・④については発行日から3 ヶ月以内の写しを提出してください。

※ 控室として使用する際には、管理にかかる人件費等が必要となる場合があります。

⑧ 救護者の収容施設として園内施設を使用する場合

○自然観察学習館実習室

使用の際は、事前にBMPあてに行為許可申請書（様式第1号）の提出が必要です。なお、使用時

においては、土や芝生カスの持込みや車椅子やストレッチャーのタイヤ痕を防ぐため、必ずブー

シート等での床面養生を行ってください。

○EXPO’70 パビリオン1階ホワイエ専用使用分

　　 使用の際は、事前にBMP宛に行為許可申請書（様式第1号）の提出が必要です。なお、使用時に

おいては、土や芝生カスの持込みや車椅子やストレッチャーのタイヤ痕を防ぐため、必ずブルーシ

ート等での床面養生を行って下さい。なお、使用時間が、10時から17時の間を超える場合は、管理

にかかる人件費等を請求させて頂く場合があります。

⑨　もみじ川芝生広場の対岸等の使用を希望する場合

もみじ川芝生広場の使用を前提条件として、もみじ川芝生広場の対岸等の使用も使用目的により

可能とします（提案時に判断するので使用目的などを明記しておいてください）

貸付単価は「④コンサート会場の周辺の園路及び緑地を使用する場合及びステージ等を据置く場合」の

単価となります。

**２．使用申込みの条件**

次の条件を全て満たしていることが必要です。

（１）万博記念公園の近隣居住地において、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（条例第 84 条、施行規則第 54 条）」の騒音規制基準（以下「騒音基準」という。）以内で、万博記念公園の敷地境界線上で、午前 8 時から午後 6 時の間は55 ｄＢ以下に対応できる音響システムを導入すること。

※なお、茨木市南春日丘住居地については、第一種低層住居専用地域に該当するため、午前 8 時から午後 6 時の間は50 ｄＢ以下に対応できる音響システムを導入すること。

また、天候不順（雨天、曇天、強風など）の場合であっても、騒音基準を超えない対応を計画している

こと。

※過去のコンサートで音量規制が守られていなかったことや、それによる地元住民からの苦情が多かったイベント主催者の提案については、その他の要件に関わらず、申請を認めない。

（2）天変地異（落雷・豪雨・暴風・地震等）・人的災害（食中毒・テロ・爆破物等）に伴う鑑賞者の安全対策が計画されていること。

（3）緑に包まれた文化公園にふさわしく、万博記念公園のイメージアップにつながる内容であること。

（4）本番日の鑑賞者が1日1万人を超えていること。

　　ただし、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、催物の開催制限がある場合を除く。

（5）広く府民・国民が参加できる事業であること。

（6）過去２年間において、鑑賞者が1日1万人を超える国内での野外コンサートの実績を有していること。

（7）万博記念公園では、受動喫煙防止のため、指定された場所以外での喫煙（加熱式たばこ等を含む）を禁止しているため、「万博記念公園内での喫煙に関する同意書」を提出の上、スタッフをはじめ、関係業者等イベントに関わる全ての者に周知を徹底すること。

（8）もみじ川芝生広場・東の広場全域においては、芝生保護対応を行うこと。また、芝生や施設に損傷を与えた場合は速やかに、使用者の責任の下で原状回復を行うこと。

（9）次のいずれかに該当する使用でないこと

① 暴力団の利益になるもの

② 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

③ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

④ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

⑤ 政治性のあるもの

⑥ 宗教性のあるもの

⑦ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの

（10）コロナ感染症対策の計画書を提出すること

**３．受付期間**

令和３年 ２月１５日（月） 受付開始

令和３年 ３月５日（金）　　 受付締切

令和３年 ３月１９日（金） 使用者公表

※使用者公表は、使用者名・日程・場所を万博記念公園ホームページにて行います。

**４．申込み手続き**

**（1）提出書類**

①優先使用申込書【別紙様式】

②企画書【任意の様式】

※以下項目を企画書に記載してください。

1）　コンサートの規模、音楽ジャンルまたはアーティスト

2）　設営・撤去スケジュール

3）　自治体が定める騒音規制基準内の音響システム計画（公園敷地境界線上までの音量減衰分

布計画図を含む）

※メインスピーカーの数を減少させ、客席内に分散型小型スピーカーを配置したディレイスピーカー方式（以下「ディレイスピーカー方式」という。）を採用すること。また、スピーカーの詳細な配置計画図も添付すること

　 なお、ディレイスピーカー方式と同等の効果を発揮する音響システム計画については、その限りではない

4）　過去の開催実績など（コンサート会場と住宅地との敷地境界線上の音量測定データがあれば

提出してください）

5）　前記「２．使用申込みの条件」の（1）から（9）の条件を証明できる根拠（実績及び計画書）

**（2）提出方法**

令和３年 ３月 ５日（金）　までに必着

**（3）提出先**

〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園1-1 万博記念ビル3 F

万博記念公園マネジメント・パートナーズ イベント管理部 宛

**５．使用希望日が重複したときの取扱い**

使用希望日が重複したときは、次の(1)から(2)までの順番で優先順位を特定する。

(1) 過去２年間において、自治体が定める騒音規制に関する基準以内の音量で、野外コンサートを実施した

実績を有していること

(2) 無料コンサートであるもの

**６．使用を許可する際の条件**

使用規制等は次のとおりです。

（1）使用目的以外に使用しないこと

（2）使用許可に伴う権利を第三者に譲渡若しくは転貸しないこと

（3）許可された使用時間を厳守すること（準備・整備・清掃等の時間も含む）

（4）常に善良な注意と責任をもって使用すること

（5）暴力行為その他公序良俗に反する行為等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと

（6）許可なく壁柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと

（7）許可なく危険な物品又は動物を持ち込まないこと

（8）許可なく物品を販売し又は展示しないこと

（9）所定の場所以外で火気を使用しないこと

（10）火災、盗難、人身事故等の防止に努めること

（11）施設等を損傷したときは、直ちにBMPに届け出ること。また、使用者の責に帰すべき事由のときは、原

状回復又は損害賠償をすること

（12）使用時における必要な警備員は、使用者が負担すること

（13）使用した施設の後片付け、清掃、発生したゴミ等は、万博記念公園内に残さないよう処理すること

（14）仮設工作物を設置するときはBMPの許可を受けること

（15）のぼりや横断幕などを設置する場合は、BMPの許可を得ること。また、これらのデザインは万博記念公園の品格・景観等を阻害しないものとすること

（16）指定場所を除き、園内は禁煙である旨を理解し、喫煙に関する同意書に署名・捺印すること

**７．使用申込にあたっての留意事項**

**（1）設営・撤去について**

①開園時間帯（午前 ９ 時 30 分 から 午後 5 時及びコンサート本番の時間帯）は車両進入を禁止しま

す。やむを得ない事情がある場合は、BMPの許可を得たうえで、車両の前に誘導員を配備したうえ

で 進入してください。

なお、コンサート会場（周辺の車両通行区域も含む）をフェンス等で囲み、車両と来園者 を分離するこ

とにより来園者の安全が確保できる場合は、BMPの許可を得たうえで、開園時間帯であっても車両

進入を許可します。

②施設の専用使用にあたっては、万博記念公園は野外コンサートのためだけの施設ではないため 他

の来園者には十分な配慮を行ってください。下津道（砂の広場前）の園路は、リハーサル・本番以外の

設営・撤去時は出来るだけ来園者の安全を確保した上で通行させてください。また、それ以外の園路

における来園者の通行は規制しないでください。

③使用者は、コンサート会場内外の警備計画を提出すること。なお、来園者への雑踏警備や禁止行為

などの周知はBMPで行います。

④もみじ川芝生広場・東の広場全域において、ステージ・楽屋・関係者控えテント・ＰＡ操作卓テントなど

（以下「設営物」という。）を連続設置できる期限は、最長で 21 日間とします。なお、その間には芝生管理作業

（灌水・施肥・芝補修等）を行います。

なお、設営物の連続設置の期間中の自然文化園の開園時間帯は安全管理のため使用者において

スタッフ等を配置してください。

⑤設営物が置かれている間は、存置設営物の投影面積に、上記 ③、④　の使用料単価と設置日数を

乗じた金額を徴収します。

⑥設営・撤去における万博記念公園内への車両・スタッフの入退場等は次のとおりとします。

・千里橋ゲート 午前 7 時 30 分 から 午後 6 時 30 分

・迎賓館ゲート 午前 8 時 から 午後 10 時

※上記時間帯以外を利用する場合は、使用者の負担にてBMPの警備員（以下「警備員」という。）

を配置することにより千里橋ゲート及び迎賓館ゲートの開門延長ができます。なお、警備に要し

た費用は、BMPより使用者あてに請求します。

※お祭り広場を使用する場合は、日本庭園前駐車場を経由して3号門を使用することができます。

なお、この場合、当該門の開閉用警備員を配置する必要があり、これに掛かる警備員費用は、

BMPより使用者あてに請求します。

※万博記念公園内の走行時は最徐行してください。

⑦設営・撤去用の資材等搬出入車両の乗入台数・規格の制限はありません。ただし、5t 以上の車両

は千里橋ゲートを通行できないので、迎賓館ゲートを利用してください。

⑧関係車両の万博記念公園内留め置き場所

1)　もみじ川芝生広場、お祭り広場

・国立民族学博物館の南側道路（普通車 30 台以内）

　　　　　　 2)　東の広場

　　　　　　　　・世界の森南側の業務用外周道路（普通車15台以内）

　　　　　　　　・東の広場東側の業務用外周道路（普通車30台以内）

　　　　　　　　・D号門西側の業務用外周道路（普通車30台以内）

※搬出入及び留め置き車両の許可証（コンサート名・搬出入日・主催者・車両番号・運転者連絡先を

記載のうえ搬出入と留め置きの色を変える）を作成し、リストと一緒にBMPの担当者に提出し、受

領印を得てください。

※BMPの管理運営上において、BMPが園内留め置き場所を使用する場合は当該場所を変更する

場合があります。

　　　※関係者車両が規定の台数を大幅に超えることが想定される場合等について、交通渋滞の緩和や駐車場利用者への配慮の観点から、規定の台数に関わらず、関係車両の臨時駐車場として業務用外周道路等の使用を義務付けることがある。

なお、⑧1）、2）に定める規定を超える台数分については、台数に応じて、駐車料金を徴収する。

**（2）スタッフの取扱いについて**

①入場証（使用者作成）の提示により、自然文化園中央口団体門（午前９時開門）より入園できます。

※使用者負担にて警備員を配置し、自然文化園中央口団体門の開門時間を早めることが可能です。

なお、警備に要した費用は、BMPより使用者あてに請求します。

※自然文化園の開園時間中（午前 9 時 30 分 から 午後 5 時）は、各ゲートより入場ができます。

②スタッフの入園料は免除とします。使用者で入場証（コンサート名・スタッフ名・入場日を記載）を作成し、見本 10 部と全員の氏名リストをBMPの担当者に提出してください。

**（3）本番に関することについて**

①実施経費

コンサート開催に附随した設営・本番・撤去、広報、各種保険加入、会場運営、園内清掃、雑踏警備、

万博記念公園内進入車両門の時間延長などに係る一切の経費は使用者の負担とします。ただし、BMPが許可した自然文化園の開園時間延長に掛かる経費（公園ゲート収納員及び警備員の経費）はBMPが

負担します。

②関係官庁等への事前届出

吹田警察署（警備課）、吹田北消防署にコンサート概要・安全管理・危機管理等の提出を行って頂き

ます。また、飲食の一次加工を要するためや現場アーティスト楽屋などの仮設建築物を設営する場

合は、吹田市役所（開発審査室）に事前協議（本番日より 6 か月前）を行ってください。

さらに会場利用について必要な届出等の手続は、すべて使用者で行って頂きます。

* + - 吹田北消防署 tel.06-6872-0766
    - 吹田警察署（警備課） tel.06-6385-1234
    - 吹田保健所 tel.06-6339-2225
    - 吹田市役所（環境保全課） tel.06-6384-1850
    - 吹田市役所（開発審査室） tel. 06-6384-1972
    - 日本音楽著作権協会大阪支部 tel. 06-6222-8261

③飲食出店、グッズ等の販売

1. 吹田北消防署に露店等の開設届出書を提出してください。また、飲食物及びアーティストの

グッズ等の販売場所を事前にBMPに提出して頂きます。さらに、飲食出店者に露天営業許可を

取得させるなど『公園内における「食」の安全・安心なサービス提供への心得』を遵守させるととも

に、『万博記念公園イベント開催時の飲食出店におけるチェックシート』を事前にBMPに提出して頂きます。

2）飲食物売店から発生する雑排水は、グリストラップを設置し、処理水はBMPの指定する排水枡へ

流し込んで頂きます。グリストラップを設置せずに雑排水を流した場合は清掃費用の負担などを求

める場合があります。

3) 露店出店における電気供給は、小型発電機（ガソリン）の使用は原則禁止とします。 万博記念公

園内のキュービクルからの配線、または持込の大型発電機（軽油）の電源供給としてください。

④芝生養生等

もみじ川芝生広場・東の広場全域においては、芝生保護のため芝生地への車両の進入を原則

禁止とします。ただし、やむを得ず作業車等を芝生地に進入するまたは留め置きする場合は、BMPの許可

を得たうえで芝生保護マットを敷設し、その上をコンパネ等で養生して頂きます。

なお、飲食出店に伴う芝生地への進入・留め置きは、1 店舗につき1 台（2ｔ まで）のみ認めます。

万一、芝生や施設に損傷を与えた場合は速やかに、使用者の責任の下で原状回復を行って頂きま

す。

※芝生地内の設営・荷運びのためBMPから芝生走行車を貸与することができます。希望者は、

BMP指定の利用申込手続きを行ってください。また、燃料（ガソリン）は使用者の負担とします。

※もみじ川芝生広場では、芝生育成のためスプリンクラーによる散水を行います。

※芝生養生のため、会場内の出入口、人通りの多い通路および売店前等には、BMPから貸与す

る芝生保護マットを敷設して頂きます。（最大 2,000 枚 2,400 ㎡）

※貸与した芝生保護マット、芝生走行車に損傷・破損があれば、使用者の責任の下、修繕もしくは

新規購入して頂きます。

※舞台等の2週間以上の連続設置が原因で芝生補修が必要な場合は、連続設置に関わった使用者

の責任の下で原状回復を行って頂きます。

**（4）安全対策について**

①「万博記念公園危機管理対応マニュアル（平成31年4 月改訂）」に基づき、イベント安全管理マニュアル（落雷対策も含む）を作成し、イベント安全対策チェックシート（事前の安全対策、開催中の安全管理、緊急非常時の危機管理、災害、事故の事後処理）をBMPあて本番日より1ヶ月前に提出して頂きます。

②コンサート終了後の退園路には使用者によりバルーン投光機等を設置し、入場者の安全を確保し

てください。

③コンサートの実施にあたり、気象変化について常に情報収集に努めてください。

落雷、暴風雨等、入場者にとって危険が予想される場合は、直ちに中断・中止の判断を行ってください。

この措置により、入場者からの料金（会場内入場料・自然文化園入園料）払戻し等の異議が生じた

場合、これに伴う一切の責任は使用者が負うものとします。

④雑踏・誘導警備については十分な計画を作成のうえ、適確な指示伝達を構築してください。

⑤コンサートの実施にあたり、来場者の熱中症対策として使用する場合に限り、自然観察学習館実習室

およびＥＸＰＯ’７０パビリオン１階ホワイエ専用使用部分を使用できるものとします。使用にあたっては、BMP

へ行為許可申請書（様式第1号）を提出してください。

なお、自然観察学習館実習室およびＥＸＰＯ’７０パビリオン１階ホワイエ専用使用部分の使用に際し要す

る費用（管理にかかる人件費等）は使用者の負担とします。

**（5）ゴミ回収・会場内清掃について**

①コンサート会場内のゴミ箱設置、ゴミ回収及び退場時動線上のゴミ回収は、使用者が行って頂きま

す。ゴミ箱の規格は、ビニール袋が利用可能なものとし、表面に「もえるゴミ」、「もえないゴミ」、「カン」、「ビ

ン」、「ペットボトル」を表示したうえで会場内に設置してください（特に飲食出店周辺部には数多く設置してくだ

さい）。

②会場内のゴミ箱にたまったゴミは、定期的に回収し、来場者に不快の念を与えないように万全を期

して作業にあたってください。

③回収したゴミは分別を行い、その回収したゴミを集積する箱（以下「ゴミコンテナ」という。） に投入してくださ

い。ゴミ回収等にかかる費用（ゴミコンテナの設置料、投棄料など）は使用者負担とします。

④東の広場でコンサートを開催する場合は、多くのコンサート来場者がEXPO’70パビリオン1階トイレ

などを使用することが予想されるため、トイレ等の汚れ清掃対応としてコンサート本番日において、

清掃員を1人配置していただきます。また、明らかにコンサートの来場者による館内へのごみの持

込みなどが多数見受けられ、前記の清掃員だけでは処理できない事態となった場合は、配置費用

のほかに当該清掃に掛かった費用について、請求する場合があります。

⑤お祭り広場、もみじ川芝生広場でコンサートを開催する場合は、明らかにコンサートの来場者による

会場外へのゴミの持出しなどが多数見受けられ、BMPの清掃員だけでは処理できない事態となった

場合は、当該清掃に掛かった費用について、請求する場合があります。

**（6）イベント告知サインについて**

使用者がコンサートの誘導案内等のために設置する告知サイン・幟等の設置については、デザイン、

表示内容、形状、数量、設置場所、期間など、事前にBMPと調整してください。

**（7）迷子対応について**

①イベント会場に迷子センターを設置し、万一迷子が発生（迷子探し・迷子預かり）した場合は会場内での放送を行うとともに、スタッフにて迅速な対応を行うこと。

また、子どもに迷子ワッペン等を携行させる運営にも積極的に取り組むこと。

②会場内で迷子の解決ができなかった場合は、直ちに万博記念公園の警備員に連絡し、捜索範囲を拡大すること。また、同時に園内放送をかけ、来園者にも協力依頼を行うこと。

③迷子発生から1時間が経過した場合は、家族・同伴者から警察署に捜索願いの電話を行うこと。

**（8）看護師配備について**

イベント参加者が不慮の事故で怪我をした場合、または持病による身体疾病が発生した場合に適正かつ

迅速な措置を行うため、使用者の手配により看護師を最低 1名以上配備してください。

**（9）万博記念公園周辺自治会等への周知と対応について**

万博記念公園周辺自治会等へのコンサート開催の周知（折込みチラシやポスティングなど文書によるもの）を行って頂きます（事前周知として、コンサート本番日の２ヶ月前と半月前程度を目安として最低２回以上（例：8月が本番日の場合、5月下旬頃および7月中旬頃）行ってください）。これらに掛かる費用は使用者が負担して頂きます。

また、コンサートに関する内容の説明を求められた場合はすべて使用者で対応して頂きます

（公園周辺自治会への説明等はBMPがサポートします） 。

なお、実施にあたっては、事前にBMPと調整してください。

**（10）音量規制の実施について**

①使用者において、吹田市（環境部地域環境室環境保全課）に事前説明を行ってください。

②使用するスピーカーは、ラインアレースピーカー（Ｖ－ＤＯＳＣ同等品以上）とします。

③コンサート会場外に音が漏れないよう舞台に設置するメインスピーカーの数（目安として上限16基）を減少させ、客席内に分散型小型スピーカーを配置したディレイスピーカー方式（以下「ディレイスピーカー方式」という。）を採用すること。なお、ディレイスピーカー方式と同等の効果を発揮する音響システム計画については、その限りではない。

④ディレイスピーカーを使用しない場合は、音量規制を遵守する観点から、ＰＡ卓に音量抑制装置（リミッター）を設置して頂きます（リミッター設定数値＝もみじ川芝生広場 92ｄｂ、東の広場 90db、お祭り広場 85ｄｂ）。ただし、音響システム計画の工夫などにより、万博公園境界線上での騒音基準が守られる場合は、その限りでない。

また、ＰＡ卓を操作する者にもタイムリーな音量値が視認できる大型の表示モニターを設置して

きます。さらに、ＰＡ卓が設置されているテントに音量規制確認のため、BMP職員が立ち入れるよう

にして頂きます。

⑤天候不順でもコンサート音による公園周辺居住地から騒音苦情の原因とならないよう、スピーカー配置の工夫や、防音幕の設置、コンサートの音響担当者への説明を詳細に行うなど万全な対策を講じて頂きます。

⑥リハーサル・本番時間を可能な限り短縮した公演計画を作成し、BMP及び吹田市に提出してください。

⑦リハーサル・本番を通じて音量の上限および測定箇所は、次のとおりとします。

○もみじ川芝生広場 7箇所

ア、万博記念公園内（2箇所）

・舞台中央から客席側 35 ｍ付近地点 **92ｄＢ以内**

・自然観察学習館屋上 **70ｄＢ以内**

イ、万博記念公園の周辺マンション屋上（3 箇所）

・BMPの指定する3 箇所

ウ、住宅地との敷地境界地 （2 箇所） 【吹田市指導による測定場所】

・進歩橋南詰交差点前

・西第1駐車場西側

○東の広場全域 4 箇所

1. 万博記念公園内（3箇所）

　・舞台中央から客席側 35m 付近地点　**90dB以内**

　・弓道場の屋上

　・茨木市立西陵中学校付近の万博記念公園と住宅地の敷地境界柵の公園側付近

　 ※Jリーグ、競技大会等の開催時は場所を調整する。

イ、住宅地との敷地境界地（1箇所）　【吹田市指導による測定場所】

　・名神高速道路料金所横（野球場裏）

○お祭り広場 4 箇所

ア、万博記念公園内（2 箇所）

・舞台中央から客席側 35 ｍ付近地点 **85ｄＢ以内**

・万博記念ビルの屋上

イ、万博記念公園の周辺マンション屋上（1 箇所）

・BMPの指定する1 箇所

ウ、住宅地との敷地境界地（１箇所）　【吹田市指導による測定場所】

・協会前交差点付近

⑧上記⑦に記載の測定箇所で音量測定を実施し、同時に録音を行ってください。随時、音量測定器の値と耳で聞いた印象を本部へ報告し、会場音量のコントロールに反映させてください。また、コンサート終了後、1ヶ月以内に上記音響測定データと録音記録をBMPまで提出してください。

⑨万博記念公園の周辺居住地からコンサート音に対しての苦情が発生した場合は、上記⑦の音量以内であってもBMPの指示に従い音量を下げて頂きます。

⑩来園者からの指摘事項は、使用者の運営に関する指摘か、コンサートの開催自体への指摘かを区分し、適正な対応を行って頂きます。

⑪リハーサル日・本番日には、騒音苦情の窓口として、使用者は騒音苦情受付のスタッフを配置してく

ださい。

⑫住宅地との敷地境界地での測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行ってくださ

い。この場合において周波数補正回路はＡ特性を、動特性は速い動特性（ＦＡＳＴ）、サンプリング周期は1

秒を用いてください。測定方法は、ＪＩＳＺ８７３１に定める騒音レベル測定方法によるものとし、測定す

る高さは地盤高+1.5m とします。測定時間は、コンサート開催時間とその前後 30 分間とし、騒音の大き

さの決定は測定値の 90％レンジの上端の数値（ＬＡ５）とします。また、同時に風速計による値も計測し

てもらいます。

（11）受動喫煙防止について

　　　　万博記念公園では、受動喫煙防止のため、指定された場所以外での喫煙（加熱式たばこ等を含む）を禁止しています。「万博記念公園内での喫煙に関する同意書」を提出の上、スタッフをはじめ、関係業者等イベントに関わる全ての者に周知を徹底してください。万が一、指定場所以外で喫煙した場合は、出入り禁止等の措置を行います。

**８．使用許可手続き**

（1）使用者は、本番3か月前　までに、大阪府日本万国博覧会記念公園条例及び施行規則に定める、行為許可申請書（様式第 1 号）と公園施設使用許可申請書（様式第 3 号） を提出してください。

※公園施設使用許可申請書の提出時にタイムスケジュール（メインスピーカーからの楽曲の音出し時間を

記載したもの）をBMPへ提出して頂きます。

（2）使用者は、申請書の提出後にBMPと詳細を協議してください。この際、内容について変更を求める場合

があります。

1. **その他**

○本件にかかる事務局（連絡先）

万博記念公園マネジメント・パートナーズ　イベント管理部

〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園1-1 万博記念ビル3 F

電話：06-6816-2272　／　FAX：06-6816-2280 　／

Email： [event1@expo70-park.jp](mailto:event1@expo70-park.jp)

様 式

**受付番号**

|  |  |
| --- | --- |
| 応募者 | |
| 企業名等 |  |
| 代表者役職・氏名 | ㊞ |
| 所在地 | 〒 |
| 連絡窓口 | |
| 氏名（ふりがな） |  |
|  |
| 所属（部署名） |  |
| 役職 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号  （代表・直通） |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 使用希望日（希望日は必ず第２希望まで記入してください）  ※企画書は別添のとおり | |
| 使用希望の広場 |  |
| 第１希望日 |  |
| 第２希望日 |  |

## 年 月 日

万博記念公園マネジメント・パートナーズ 御中

**令和 ３年（10月-11月）度　野外コンサートの優先受付**

# **申 込 書**